

■議案第105号 四万十町こいのぼり公園等条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成21年2月に「四万十川流域の文化的景観」が、全国10番目の重要文化的景観に選定され、本町では一斗俵沈下橋をはじめ、6集落を含む73物件が重要な構成要素として位置付けられた。

この文化的景観の魅力を高めるため、一斗俵沈下橋を含め、周辺地域をゆったりと散策し、景観のすばらしさを感じることができる施設となるよう、社会資本整備総合交付金を活用し、一斗俵沈下橋周辺地区の自然や景観に配慮しながら「米の川城ハナ公園」の整備に取り組むこととした。

平成22年度においては、トイレ施設の整備し、平成23年度では、駐車場・遊歩道・看板誘導サイン等の整備が平成23年10月31日をもって完成し、公園として一定の整備が完了した。

供用を開始するにあたり、本公園と類似する公園に関する管理運営を規定した「四万十町こいのぼり公園等条例」に追加しようとするもの。

【改正の内容】

条例へ供用を開始する公園の名称「米の川城ハナ公園」及び位置「四万十町米奥84番地1周辺一帯」を加える。

【新旧対照表】

改正後	改正前												
<u>(設置)</u> <u>第1条 住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人との共生を大切にする心をかん養するとともに、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上に資するため、公園、広場等（以下「公園等」という。）を設置する。</u> (名称及び位置) 第2条 公園等の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>こいのぼり公園</td><td>四万十町十川21番地2周辺一帯</td></tr> <tr> <td>井崎農村公園</td><td>四万十町井崎390番地5周辺一帯</td></tr> </table>	名称	位置	こいのぼり公園	四万十町十川21番地2周辺一帯	井崎農村公園	四万十町井崎390番地5周辺一帯	<u>(設置)</u> <u>第1条 住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人との共生を大切にする心をかん養するとともに、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上に資するため、四万十町こいのぼり公園、四万十町井崎農村公園及び四万十町小野健康増進広場（以下これらを「公園等」という。）を設置する。</u> (名称及び位置) 第2条 公園等の名称及び位置は、次のとおりとする <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>こいのぼり公園</td><td>四万十町十川21番地2周辺一帯</td></tr> <tr> <td>井崎農村公園</td><td>四万十町井崎390番地5周辺一帯</td></tr> </table>	名称	位置	こいのぼり公園	四万十町十川21番地2周辺一帯	井崎農村公園	四万十町井崎390番地5周辺一帯
名称	位置												
こいのぼり公園	四万十町十川21番地2周辺一帯												
井崎農村公園	四万十町井崎390番地5周辺一帯												
名称	位置												
こいのぼり公園	四万十町十川21番地2周辺一帯												
井崎農村公園	四万十町井崎390番地5周辺一帯												

小野健康増進広場	四万十町小野36番 地 1 周辺一帯	小野健康増進広場	四万十町小野36番 地 1 周辺一帯
米の川城ハナ公園	四万十町米奥84番 地 1 周辺一帯		
省略		省略	